

令和8年3月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和8年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 3 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 5 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 6 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 7 号	令和7年度湖西市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 8 号	湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定について
議案第 9 号	湖西市空家等対策協議会設置条例制定について
議案第 10 号	湖西市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 15 号	豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号	湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 20 号	湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 21 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 22 号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 23 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 24 号	令和 6 年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更について
議案第 25 号	湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更について
議案第 26 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 27 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 28 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について

議案番号	件名
議案第 29 号	静岡県市町総合事務組合理約の変更について
議案第 30 号	市道の路線の認定について
議案第 31 号	市道の路線の廃止について
議案第 32 号	市道の路線の変更について
議案第 33 号	湖西市基本構想の変更について
議案第 34 号	令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）
議案第 35 号	令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 36 号	令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 37 号	令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 38 号	令和 8 年度湖西市一般会計予算
議案第 39 号	令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 42 号	令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 43 号	令和 8 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 44 号	令和 8 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

5 番 山 口 裕 教

6 番 柴 田 一 雄

令和 8 年 2 月 16 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 32 日間とする。

令和 8 年 2 月 16 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

議案第 3 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 長 田 尚 史

議案第 4 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 白 井 富 士 子

議案第 5 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 岩 田 直 也

議案第 6 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 佐 原 弘 恭

議案第 7 号

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 1 号

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,340 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,375,645 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 21 日専決

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,755,718	26,340	3,782,058
	3 委託金	56,875	26,340	83,215
	歳入合計	30,349,305	26,340	30,375,645

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,187,253	26,340	3,213,593
	4 選挙費	59,675	26,340	86,015
	歳出合計	30,349,305	26,340	30,375,645

議案第 8 号

湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定について

湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条及び次条において「法」という。）第 34 条の 15 の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）及びこれに準じて市が行う事業（次条及び第 3 条においてこれらを「湖西市乳児等通園支援事業」という。）の利用料徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第 2 条 湖西市乳児等通園支援事業を利用する乳児（法第 4 条第 1 項第 1 号の乳児をいう。）又は幼児（同項第 2 号の幼児をいう。）（規則で定める者に限る。）の保護者は、利用料を負担しなければならない。

2 前項の利用料の額は、同項の乳児又は幼児 1 人につき、1 時間当たり 300 円とする。

(納期限)

第 3 条 前条第 1 項の利用料の納入の期限は、湖西市乳児等通園支援事業を利用する日とする。

(利用料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第2条第2項の額を減額し、又は同条第1項の利用料を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

湖西市空家等対策協議会設置条例制定について

湖西市空家等対策協議会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市空家等対策協議会設置条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、湖西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の策定、変更及び実施に関すること。
- (2) 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の認定及び法第 22 条に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等の認定並びに同項及び同条第 2 項に規定する管理不全空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民

- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関し知識と経験を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 市長は、あらかじめ指定する市の職員（副市長を含む。）に、職務を代理させることができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員がその任期中に委員でなくなった場合において、その委員に代えて新たな委員を委嘱したときの当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（守秘義務）

第 5 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第 6 条 協議会に、会長 1 人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 第 3 条第 3 項の規定は、会長の職務について準用する。

（座長）

第 7 条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 座長は、協議会の進行及び意見集約を行う。

（会議）

第 8 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事項その他個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）を含む事項の調査又は審議に係る会議については、公開しない。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面等による審議）

第 9 条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 10 号

湖西市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

湖西市行政手続条例（平成 9 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市行政手続条例の一部を改正する条例

湖西市行政手続条例（平成 9 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場（湖西市公告式条例（昭和 30 年湖西市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の掲示場をいう。）に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がそ

の者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「参加人」と、「」を「参加人」と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号及び第 4 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第 15 条第 3 項及び第 4 項（改正後の条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 11 号

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の一部を改正する条例制定について

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 53 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の一部を改正する条例

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「。第 9 条において同じ」を削る。

第 9 条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の政令で定める」を削り、「当該申請等に関する」を「、当該申請等に関する」に、「当該申請等に際し添付することが規定されている」を「添付が求められている」に、「市の機関等が、当該申請等をする者が行う」を「当該書面等により確認すべき事項を」に、「を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ同条の政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を」を「その他の方法により直接」に、「添付すること」を「当該書面等の添付」に改め、「要しない」

の次に「こととすることができる」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する書面等の種類及び確認の方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「870,000 円」を「900,000 円」に、「705,000 円」を「721,000 円」に、「640,000 円」を「655,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「130円」を「120円」に、「1,590円」を「1,600円」に、「390円」を「430円」に、「260円」を「240円」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条関係）

	事務の種類	手数料 の名称	区分	単位	金額	備考	
1	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第	建築物に関する確認申請等	床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第	申請等に係る建築物（以下この項から 3 の項までにおいて「申	1 件につき	11,100 円	備考 1 のとおり

1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく審査	手数料	1項第3号に規定する床面積をいう。以下この項から3の項までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物」という。）の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合		
			その他の場合	1件につき	14,900円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	19,100円
			その他の場合	1件につき	29,200円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	25,300円
			その他の場合	1件につき	40,200円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		1件につき	53,200円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	76,300円
		床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		1件につき	134,200円

2	建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）である場合	1件につき	12,600円	備考2のとおり
					その他の場合	1件につき	18,300円	
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	17,500円	
					その他の場合	1件につき	27,000円	
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	23,400円	
					その他の場合	1件につき	38,700円	
			床面積の合計が200平方メートル以内のもの		1件につき	53,200円		

	方メートルを超え、 300平方メートル以内 のもの		き	
	床面積の合計が300平 方メートルを超え、 500平方メートル以内 のもの		1件につ き	58,900円
その他の 建築物	床面積の 合計が30 平方メー トル以内 のもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各号 に掲げる建築 物である場合	1件につ き	13,600円
		その他の場合	1件につ き	19,300円
	床面積の 合計が30 平方メー トルを超 え、100 平方メー トル以内 のもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各号 に掲げる建築 物である場合	1件につ き	18,500円
	床面積の 合計が 100平方 メートル を超え、 200平方 メートル 以内のも の	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各号 に掲げる建築 物である場合	1件につ き	25,400円
	床面積の合計が200平 方メートルを超え、		1件につ き	55,200円

			300平方メートル以内のもの				
			床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	60,900円	
			床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		1件につき	74,900円	
3	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	13,600円	備考3のとおり
				その他の場合	1件につき	19,900円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	17,900円	
				その他の場合	1件につき	28,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	24,000円	
				その他の場合	1件につき	39,500円	

			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	54,700円	
			床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	56,700円	
4	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき	123,900円	
5	建築基準法第12条第8項の台帳の記載事項に係る証明書の交付	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料		1件につき	450円	
6	建築基準法第43条第2項	建築物の敷地		1件につき	28,400円	

	第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	と道路との関係の建築認定申請手数料			
7	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料		1件につき	123,900円
8	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地を一の敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料		1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては80,200円、建築物の数が3以上である場合にあっては80,200円に2を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
9	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなす	既存建築物を前提とした一定の一		1件につき	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同

	ことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	団の土地の区域を一敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料			じ。)の数が1である場合にあっては80,200円、建築物の数が2以上である場合にあっては80,200円に1を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
10	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		1件につき	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては80,200円、建築物の数が2以上である場合にあっては80,200円に1を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加

				算した額	
11	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料		1件につき	6,700円に現に存する建築物の数に12,500円を乗じて得た額を加算した額
12	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	28,400円
13	建築基準法第86条の8第	既存の建築物		1件につき	28,400円

	1項の規定に基づき既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料			
14	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づき既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき	28,400円	
15	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づき既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する	1件につき	28,400円	

		認定申請手数料				
16	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体の計画の変更に関する認定の申請に対する審査	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体の計画の変更に関する認定申請手数料			1件につき	28,400円
17	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料			1件につき	123,900円
18	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく	建築設備に関する確認申請等手数料	確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	6,800円
				その他の建築設備	建築設備1件につき	10,500円

	確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査		その他の場合	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	9,700円
				その他の建築設備	建築設備1件につき	20,900円
19	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	小荷物専用昇降機		建築設備1件につき	18,800円
			その他の建築設備		建築設備1件につき	31,400円
20	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	工作物に関する確認申請等手数料	確認を受けた工作物の計画を変更して築造する工作物		工作物1件につき	9,700円
			その他の工作物		工作物1件につき	17,700円
21	建築基準法	工作物			工作物1	22,900円

	第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	に関する完了検査申請等手数料			件につき		
22	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用	1戸につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	5,500円 5,500円 10,700円 18,100円 30,700円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

	部分」とい う。)を 除く。)を いう。以 下同 じ。)		
	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分	1件につ き	10,700円
	一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	10,700円
	その他の建築物	1件につ き	10,700円
その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第54条第 1項第1号の 経済産業大 臣、国土交 通大臣及び 環境大臣が 定める基準 のうち市長 が別に定め るもの(以 下この項、 次項及び24 の項におい て「市長が 定める基 準」とい

				う。)による審査にあつては 19,200円、 その他の基準による審査にあつては38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 19,200円、 その他の基準による審査にあつては38,800円	
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 37,000円、 その他の基準による審査にあつては78,000円	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 53,200円、 その他の基準による審査にあつては110,200	

					円		
				申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては78,000円、その他の基準による審査にあつては155,300円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	122,400円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円	
				その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円	
23	都市の低炭	低炭素	市長が定	一戸建ての住宅	1戸につ	3,300円	都市の低

炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物新築等計画変更認定申請手数料	める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸以上のもの	1件につき	3,300円	炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	6,600円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	10,600円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	18,100円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	6,600円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分		1件につき	6,600円	
			その他の建築物		1件につき	6,600円	
			その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査			

			査にあつては20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては19,400円、その他の基準による審査にあつては39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては28,700円、その他の基準による審査にあつては57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては41,800円、その他の基準による審査にあつては81,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	62,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあ

						<p>っては 50,300円、 その他の基 準による審 査にあって は128,700 円</p>
			その他の建築物	1件につ き		<p>市長が定め る基準によ る審査にあ っては 50,300円、 その他の基 準による審 査にあって は128,700 円</p>
24	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律施行規則 (平成24年 国土交通省 令第86号) 第46条の2の 規定に基づ く軽微な変 更に該当し ていること を証する書 面の交付	低炭素 建築物 新築等 計画に 係る軽 微変更 該当証 明書交 付手数 料	市長が定 める機 関が交 付した 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第54 条第1 項第1 号(同法 第55条 第2項 におい て準用 する場 合を含 む。)に 掲げる基	一戸建ての住宅	1戸につ き	1,500円
			一戸建ての住宅以外 の住宅 の住戸 部分	証明に係る戸 数(以下この 項及び30の項 において「証 明戸数」とい う。)が1戸の もの	1件につ き	1,500円
				証明戸数が2戸 以上5戸以下の もの	1件につ き	3,100円
				証明戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	5,300円
				証明戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	8,900円

準に適合 すること を証する 書面を添 付する場 合	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分	1件につ き	3,100円	
	一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	3,100円	
	その他の建築物	1件につ き	3,100円	
その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 5,100円、 その他の基 準による審 査にあつて は10,000円	
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	証明戸数が1戸 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 5,100円、 その他の基 準による審 査にあつて は10,000円
		証明戸数が2戸 以上5戸以下 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 9,600円、 その他の基 準による審 査にあつて は19,700円

			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては14,200円、その他の基準による審査にあつては28,400円
			証明戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては21,100円、その他の基準による審査にあつては40,700円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	31,200円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては24,800円、その他の基準による審査にあつては64,000円
			その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては24,800円、その他の基

						準による審査にあつては64,000円		
25	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく判定又は同法第12条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項から30の項まで及び備考2(3)において「基準省令」という。）第4条第3項第2号若しくは第13条第3	一戸建ての住宅	1戸につき	5,500円		
				一戸建ての住宅以外	判定に係る戸数（以下この項、次項及び29の項において「判定戸数」という。）が1戸のもの	1件につき	5,500円	
				の住宅部分	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	10,700円	
				の住宅部分	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	18,100円	
				の住宅部分	判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	30,700円	
				の住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて判定に係る部分が共用部分のものに限る。）	1件につき	10,700円		

項第2号 の規定を 適用する	一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	10,300円
建築物で あって判 定に係る 部分が共 用部分の みのもの の場合	その他の建築物	1件につ き	10,300円
その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律第2 条第1項第3 号に規定す る建築物エ ネルギー消 費性能基準 又は同法第 30条第1項 第1号に規 定する建築 物エネルギー 消費性能 誘導基準の うち市長が 別に定める もの（以下 この項、次 項及び29の 項において 「市長が定 める基準」

				という。)による判定にあつては19,200円、その他の基準による判定にあつては38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては19,200円、その他の基準による審査にあつては38,800円	
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては37,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円	
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては53,200円、その他の基準による判定にあつては110,200	

			円
	判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては78,000円、その他の基準による判定にあつては155,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	122,400円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、29の項及び備考2(3)において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては97,200円、その他の基準による判定にあつては254,700円
	一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	21,100円
	その他の建築物の工場	1件につき	市長が定め

				等の用途に供する部分 を除いた部分	き	る基準による判定にあ っては 97,200円、 その他の基 準による判 定にあつて は254,700 円	
				その他の建築物の工場 等の用途に供する部分	1件につ き	21,100円	
26	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律第11 条第2項の規 定に基づく 判定又は同 法第12条第3 項の規定に 基づく判定	計画変 更に係 る建築 物エネ ルギー 消費性 能適合 性判定 手数料	認定建築 物エネル ギー消費 性能向上 計画に記 載された 他の建築 物又は基 準省令第 4条第3項 第2号若 しくは第 13条第3 項第2号 の規定を 適用する 建築物で あつて判 定に係る 部分が共 用部分の みのもの の場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	3,300円	
				一戸建ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	判定戸数が1戸 のもの	1件につ き	3,300円
					判定戸数が2戸 以上5戸以下の もの	1件につ き	6,600円
					判定戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	10,600円
					判定戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	18,100円
				一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（基準 省令第4条第3項第1号 若しくは第13条第3項 第1号の規定を適用す る建築物又は基準省令 第4条第3項第2号若し しくは第13条第3項第2号 の規定を適用する建築 物であつて判定に係る 部分が共用部分のみの	1件につ き	6,600円	

		ものに係るものに限る。)		
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	6,300円
		その他の建築物	1件につき	6,300円
その他の場合		一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による判定にあつては10,000円、その他の基準による判定にあつては20,200円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては10,000円、その他の基準による判定にあつては20,200円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては19,400円、その他の基準による判定にあつては39,900円

			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては28,700円、その他の基準による判定にあつては57,600円
			判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては41,800円、その他の基準による判定にあつては81,300円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	62,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては49,900円、その他の基準による判定にあつては128,300円

				一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	11,400円		
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては49,900円、その他の基準による判定にあつては128,300円		
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	11,400円		
27	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	5,500円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応	
				一戸建ての住宅	申請戸数が1戸のもの	1件につき		5,500円
				一戸建ての住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		10,700円
				一戸建ての住宅	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		18,100円
				一戸建ての住宅	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき		30,700円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	10,700円		

		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	10,700円	じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。 建築物 ² のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物 ² のエネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び30の項において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては19,200円、その他の基準による審査にあっては38,800円
		その他の建築物	1件につき	10,700円	
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物 ² のエネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び30の項において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては19,200円、その他の基準による審査にあっては38,800円	
	一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査に	建築物の区

				の住宅 の住戸 部分		っては 19,200円、 その他の基 準による審 査にあって は38,800円	分の欄 に掲げ る区分 に応 じ、そ れぞれ 金額の 欄に掲 げる額 を合算 した額 とす る。
				申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 37,000円、 その他の基 準による審 査にあって は78,000円	
				申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 53,200円、 その他の基 準による審 査にあって は110,200 円	
				申請戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 78,000円、 その他の基 準による審 査にあって は155,300 円	

				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	122,400円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円		
				その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円		
28	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	
				一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき		3,300円
				の住戸	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		6,600円

認定の申請 に対する審 査	請手数 料	上等に関 する法律 第31条第 2項にお いて準用 する同法	部分	申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	10,600円	法律第 31条第2 項にお いて準 用する 同法第 30条第2 項の規 定によ り申し 出る場 合は、1 の項区 分の欄 に掲げ る区分 に じ、そ れぞれ 同項金 額の欄 に掲げ る額の 手数料 を併せ て納付 するも のとす る。 2 変更 (建築 物のエ ネルギー消費
				申請戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	18,100円	
		第30条第 1項第1号 に掲げる 基準に適 合するこ とを証す る書面を 添付する 場合	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（基準 省令第4条第3項第1号 又は第13条第3項第1号 の規定を適用する建築 物に係るものに限 る。）	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	6,600円	
				その他の建築物	1件につ き	6,600円	
		その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 10,000円、 その他の基 準による審 査にあつて は20,200円		
			一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	申請戸数が1戸 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 10,000円、 その他の基 準による審 査にあつて	

			は20,200円	性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては19,400円、その他の基準による審査にあつては39,900円	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては28,700円、その他の基準による審査にあつては57,600円	
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては41,800円、その他の基準による審査にあつては81,300円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	62,500円	

			<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>	<p>1件につき</p>	<p>市長が定める基準による審査にあつては50,300円、その他の基準による審査にあつては128,700円</p>	<p>く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。</p>
			<p>その他の建築物</p>	<p>1件につき</p>	<p>市長が定める基準による審査にあつては50,300円、その他の基準による審査にあつては128,700円</p>	<p>3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>

							法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、前項の規定を適用して算定する。
29	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項	一戸建ての住宅	1戸につき	1,500円	
				一戸建ての住宅	判定戸数が1戸のもの	1,500円	
				住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円	
					判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円	

づく軽微な 変更 に該当 しているこ とを証する 書面の交付	手数料	第2号若 しくは第	判定戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	8,900円
		13条第3 項第2号	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（基準 省令第4条第3項第1号 適用する若しくは第13条第3項 建築物で第1号の規定を適用す あつて判定に係る建築物又は基準省令 第4条第3項第2号若し 部分が共 用部分の みのもの の場合	1件につ き	3,100円
			一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	3,100円
			その他の建築物	1件につ き	3,100円
		その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 5,100円、 その他の基 準による判 定にあつて は10,000円
			一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸	判定戸数が1戸 のもの	1件につ き

			その他の基準による判定にあつては10,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき 市長が定める基準による判定にあつては9,600円、その他の基準による判定にあつては19,700円
		判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 市長が定める基準による判定にあつては14,200円、その他の基準による判定にあつては28,400円
		判定戸数が11戸以上のもの	1件につき 市長が定める基準による判定にあつては21,100円、その他の基準による判定にあつては40,700円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号	1件につき 31,200円

				又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)			
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては24,800円、その他の基準による判定にあつては64,000円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	5,700円	
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては24,800円、その他の基準による判定にあつては64,000円	
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	5,700円	
30	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向	一戸建ての住宅	1戸につき	1,500円	
				一戸建ての住宅以外	証明戸数が1戸のもの	1件につき	1,500円
				の住宅の住戸	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,100円

づく軽微な 変更 に該当 しているこ とを証する 書面の交付	変更該 当証明 書交付 手数料	上等に關 する法律 第30条第 1項第1号 (同法第	部分	証明戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	5,300円
				証明戸数が11 戸以上のも の	1件につ き	8,900円
		31条第2 項におい て準用す る場合を 含む。)	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（基準 省令第4条第3項第1号 又は第13条第3項第1号 の規定を適用する建築 物に係るものに限 基準に適 る。）	1件につ き	3,100円	
		合するこ とを証す る書面を 添付する 場合	一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分 その他の建築物	1件につ き	3,100円	
		その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 5,100円、 その他の基 準による審 査にあつて は10,000円	
			一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	証明戸数が1戸 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ っては 5,100円、 その他の基 準による審 査にあつて

			は10,000円
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては9,600円、その他の基準による審査にあつては19,700円
	証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては14,200円、その他の基準による審査にあつては28,400円
	証明戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては21,100円、その他の基準による審査にあつては40,700円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	31,200円

				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては24,800円、その他の基準による審査にあつては64,000円	
				その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては24,800円、その他の基準による審査にあつては64,000円	
31	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項及び次項において「住宅性能評価	一戸建ての住宅	1戸につき	16,100円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	16,100円	
				の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	27,500円	
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	43,000円	

					手数料を併せて納付するものとする。
	書」という。)又は同法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この項及び次項において「確認書」という。)を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)				
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき	23,200円	
	一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	23,200円	
	の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	38,900円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	62,200円	
その他の場合(住宅を新築	一戸建ての住宅		1戸につき	53,100円	
	一戸建	1棟当たりの申	1棟につ	53,100円	

			する場合 に限 る。)	ての住 宅以外 の住宅	請戸数が1戸の もの	き		
					1棟当たりの申 請戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	1棟につ き	119,200円	
					1棟当たりの申 請戸数が5戸を 超えるもの	1棟につ き	189,400円	
			その他の 場合（住 宅を新築 する場合 を除 く。）	一戸建ての住宅		1戸につ き	77,800円	
				一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1棟当たりの申 請戸数が1戸の もの	1棟につ き	77,800円	
					1棟当たりの申 請戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	1棟につ き	177,600円	
					1棟当たりの申 請戸数が5戸を 超えるもの	1棟につ き	282,600円	
32	長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律第8条 第2項におい て準用する 同法第5条第 1項から第7 項までの規 定に基づく 認定の申請 に対する審 査	長期優 良住宅 建築等 計画等 変更認 定申請 手数料	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合 （住宅を 新築する 場合に限 る。）	一戸建ての住宅		1戸につ き	12,800円	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第8条 第2項にお いて準用 する同法 第6条第2 項の規定 により申 し出る場 合は、1の
				一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1棟当たりの申 請戸数が1戸の もの	1棟につ き	12,800円	
					1棟当たりの申 請戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	1棟につ き	21,200円	
					1棟当たりの申 請戸数が5戸を 超えるもの	1棟につ き	34,900円	
			住宅性能	一戸建ての住宅		1戸につ き	17,800円	

評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	17,800円	項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	30,400円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	49,600円	
	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1戸につき	31,000円	
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	31,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	67,400円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	107,300円	
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	1戸につき	46,000円	
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	46,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	100,700円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	160,600円	

				超えるもの			
--	--	--	--	-------	--	--	--

備考

1 1の項の建築物に関する建築確認申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。

(1) 区分の欄中床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（エに掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(2) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、1の項に規定する手数料のほか、18の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

(3) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、1の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額
建築物を建築する場合（次項の	一戸建ての住宅	14,000円
	一戸建ての住宅以外	申請又は通知に係る戸数（以下
		14,000円

場合を除く。)	の住宅の住戸部分	「申請等戸数」という。)が1戸のもの	
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	25,500円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	35,400円
		申請等戸数が11戸以上のもの	48,000円
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅		7,000円
	一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	7,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,700円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,700円
		申請等戸数が11戸以上のもの	24,000円

2 2 の項の建築物に関する完了検査申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区分の欄中床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、2の項に規定する手数料のほか、19の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数を納付するものとする。
- (3) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、2の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数を納付するものとする。

区分	金額
一戸建ての住宅	4,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	4,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請等戸数が11戸以上のもの	15,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	510円

床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円

- 3 3の項の建築物に関する中間検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、中間検査（建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査をいう。）を行う部分の床面積とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市手数料徴収条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に受ける屋外広告物許可申請に係る手数料について適用し、同日前に受けた屋外広告物許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 14 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2」を「別表第 2」に、「第 3」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 2 条関係）」に、

〃	湖西中学校	〃	太田
〃	岡崎中学校	〃	岡崎

を

〃	岡崎中学校	〃	岡崎
---	-------	---	----

に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 2 条関係）」に、

〃	東小学校	〃	新所
---	------	---	----

を

〃	湖西小学校	〃	太田
---	-------	---	----

に、

〃	知波田小学校	〃	大知波
〃	新居小学校	〃	新居町新居

を

〃	新居小学校	〃	新居町新居
---	-------	---	-------

に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第2条関係）」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定、別表第1の改正規定（「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める部分に限る。）、別表第2の改正規定（「別表第2」を「別表第2（第2条関係）」に改める部分に限る。）及び別表第3の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定（「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める部分を除く。） 令和10年4月1日
- (3) 別表第2の改正規定（「別表第2」を「別表第2（第2条関係）」に改める部分を除く。） 令和11年4月1日

議案第 15 号

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定について

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例（昭和 42 年湖西市条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を 改正する条例

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例（昭和 42 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「5,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 2 号中「5,000 円」を「10,000 円」に、「12,000 円」を「18,000 円」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「12,000 円」を「18,000 円」に改める。

第 5 条中「現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）を経て」を削り、同条第 2 号中「在学学校長」を「現に在学する学校の長」に改める。

第 6 条第 1 項中「在学学校長を経て」を削り、同条第 2 項中「在学学校長を経て、市長」を「市長」に改める。

第 7 条中「、在学学校長を経て」を削る。

第8条中「在学学校長を経て」を削る。

第9条第1項中「毎月」を「複数の月分を合わせて」に改め、同項ただし書中「複数の月分を合せて」を「毎月一定日に」に改め、同条第4項を削る。

第11条中「在学学校長を経て」を削る。

第12条中「在学学校長の意見を徴して」を削る。

第14条中「在学学校長を経て、奨学金」を「奨学金」に改める。

第16条に見出しとして「(委任)」を付する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、」を「市長が」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第 4 条ただし書中「指定管理者は、」を「市長が」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 2 号中「指定管理者」を「市長」に、「者としてあらかじめ市長の承認を得た」を「認める」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項中「利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）」を「使用料」に改め、同項第 1 号中「第 6 条第 1 号」を「第 5 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 6 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条第 2 項本文中「第 6 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 3 項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長が」を削り、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 4 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 6 号中「及び指定管理者」を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第 4 号中「第 10 条各号」を「第 9 条各号」に改め、同条第 2 項中「及び指定管理者」を削り、同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条を削り、第 15 条を第 13 条とする。

別表中「第 8 条」を「第 7 条」に、

利用料金（1 時間あたり）	を
使用料（1 時間あたり）	に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市複合運動施設条例（平成 11 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例

湖西市複合運動施設条例（平成 11 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「免除する」を「減免する」に改める。

別表第 1 中	「 小人・高齢者 」	を	「 小人・70 歳以上の者 」	に、
	「 大人・高齢者 」	を	「 大人・70 歳以上の者 」	に、
	「 小人・大人・高齢者 」	を	「 小人・大人・70 歳以上の者 」	に改

め、同表備考 1 中「をいい、高齢者とは 70 歳以上の者をいい、大人とは小人及び高齢者以外の者（3 歳未満の者を除く。）」を削り、同表中備考 15 を備考 17 とし、備

考 14 を備考 16 とし、備考 13 を備考 15 とし、同表備考 12 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 11」を「備考 13」に改め、同表備考 12 を同表備考 14 とし、同表備考 11 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 9」を「備考 11」に改め、同表備考 11 を同表備考 13 とし、同表備考 10 中「備考 8」を「備考 10」に、「備考 9」を「備考 11」に改め、同表備考 10 を同表備考 12 とし、同表備考 9 中「中学生以下の者が専用使用をする場合の」を「主たる利用目的が中学生以下の者の専用使用の場合（当該中学生以下の者が市民以外である場合を除く。）の」に改め、「（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、上記の表に定める利用料金の額）」を削り、同表備考 9 を同表備考 11 とし、同表備考 8 中「（市内に住所を有する者をいい、」を「又は」に改め、「団体及び」を「団体若しくは」に改め、「を含む。以下同じ。）」を削り、「者が」を「ものが」に、「に当該利用料金の 10 割に相当する額を加えた」を「の 2 倍の」に改め、同表中備考 8 を備考 10 とし、備考 7 を備考 9 とし、備考 6 を備考 8 とし、同表備考 5 中「身体障害者手帳」を「障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証）」に改め、「交付」の次に「又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」を加え、「は、上記の表に定める「小人・高齢者」の区分と同額とし、その者の介護者 2 名までは無料」を「をいう。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様」に改め、同表中備考 5 を備考 7 とし、備考 4 を備考 6 とし、備考 3 を備考 5 とし、備考 2 を備考 4 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 70 歳以上の者とは、70 歳以上の市民（市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。以下同じ。）をいう。
- 3 大人とは、3 歳未満の者、小人及び 70 歳以上の者以外の者をいう。

別表第 4 中	「	温水レジャープール専用 年間定期券 小人・高齢者	を	「	温水レジャープール専用 年間定期券 小人・70 歳以上の者	」
---------	---	--------------------------------	---	---	-------------------------------------	---

に改め、同表備考 3 を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

- 2 改正後の湖西市複合運動施設条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の湖西市複合運動施設条例第 10 条の規定により発行された定期券は、改正後の条例第 10 条の規定により発行された定期券とみなす。

議案第 18 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

体育室	専用 全面	1時間につき660円		1時間につき1,320円
	専用 半面	1時間につき330円		1時間につき660円
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円
卓球室	専用	卓球台1台440円	卓球台1台440円	卓球台1台440円
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円
トレーニング室	専用	1時間につき330円		
	個人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円

」を「

体育室	専用 全面	660円/時間			1,320円/時間
	専用 半面	330円/時間			660円/時間
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円	
	個人 小人・ 70歳以上の者	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円	
卓球室	専用	卓球台1台440円	卓球台1台440円	卓球台1台440円	
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円	
	個人 小人・ 70歳以上の者	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円	
トレーニング室	専用	330円/時間			
	個人 大人・ 70歳以上の者	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円	

」に改め、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5中「中学生以下の者が専用使用する場合の」を「主たる利用の目的が中学生以下の者の専用使用の場合（当該中学生以下の者が市民以外である場合を除く。）の」に改め、「（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、この表に定める利用料金の額）」を削り、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4中「（市内に住所を有する者をいい、」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、「を含む。以下同じ。）」及び「に、当該利用料金」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考5の次に次のように加える。

- 6 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第1備考2中「未満の者」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 70歳以上の者の利用料金は、市民（市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。以下同じ。）について適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市勤労者体育センター条例別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 19 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条ただし書中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「前各号のほか」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 16 条中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 22 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 12 条第 3 項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第 2 の 2(1)○コート of の表の注 3 中「をいい、」を「又は」に改め、「所在する団体」の次に「若しくは事業所に所属する者並びに当該団体」を加え、「含む」を「いう」に改め、同表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並

びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表の注 5 第 2 号及び注 6 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、別表第 2 の 2(1)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(2)の表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、別表第 2 の 2(2)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(3)○トラック・フィールドの表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中注 6 を注 7 とし、注 5 を注 6 とし、注 4 の次に次のように加える。

- 5 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあつては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第 2 の 2(3)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(4)の表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中注 6 を注 7 とし、注 5 を注 6 とし、注 4 の次に次のように加える。

- 5 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあつては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第 2 の 2(5)の表の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4 及び備考 5」を「以下この注 3、注 4 及び注 5」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表の注 5 中「備考 3 若しくは備考 4」を「注 3 若しくは注 4」に改め、別表第 2 の 2(5)○付属設備等の表中「付属設備等」を「附属設備等」に改め、別表第 2 の 2(6)の注 3 第 1 号中「備考 2」を「注 2」に、「次号及び第 3 号並びに備考 4」を「以下この注 3 及び注 4」に改め、「に当該基本使用料」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表の注 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 1 号中「に当該基本使用料」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「6 倍の」に改め、同表の注 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用の目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表の注 4 第 3 号中「に当該基本使用料」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市都市公園条例別表第 2 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 20 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する 条例

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号中「第 10 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 10 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、「（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）」を削り、「おいては、湖西市都市公園条例」を「おいては、同条例」に改める。

別表第 3 の 1 の表中「

使用区分 \ 使用時間		午前	午後	夜間
		8時～13時	13時～17時	17時～21時
競技場	専用 全面	1時間につき 990円		1時間につき 1,980円
	専用 半面	1時間につき 500円		1時間につき 990円
	専用 1/3面	1時間につき 330円		1時間につき 660円
卓球室	専用	卓球台 1台 880円	卓球台 1台 880円	卓球台 1台 880円
	個人 大人	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
	個人 小人	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 150円
ジム	個人	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
		1か月定期券 4,500円		
スタジオ	専用	1時間につき 660円		
会議室	専用	1時間につき 440円		

」を「

使用区分 \ 使用時間		午前	午後	夜間
		8時～13時	13時～17時	17時～21時
競技場	専用 全面	990円/時間		1,980円/時間
	専用 半面	500円/時間		990円/時間
	専用 1/3面	330円/時間		660円/時間
卓球室	専用	卓球台 1台 880円	卓球台 1台 880円	卓球台 1台 880円
	個人 大人	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
	個人 小人・ 70歳以上の者	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 150円
ジム	個人 大人・ 70歳以上の者	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
		1か月定期券 4,500円		
スタジオ	専用	660円/時間		
会議室	専用	440円/時間		

」に改め、同表備考2中「未満の者」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5中「市民」を「市民等」に改め、同表備考5第1号中「入場料の類いを徴収して使用する」を「営利活動をする」に改め、「に当該基本利用料金」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「10倍の」に改め、同表備考5第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専

用使用である」に改め、同表備考 5 第 3 号中「に当該基本利用料金」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中備考 5 を備考 6 とし、備考 6 の次に次のように加える。

- 7 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあつては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第 3 の 1 の表備考 4 中「（市内に住所を有する者をいい、）」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「を含む。以下同じ」を「（以下「市民等」という）」に改め、同表備考 4 第 1 号中「の類いを徴収して使用する」を「を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動（以下「営利活動」という。）をする」に、「備考 3」を「備考 4」に、「次号及び第 3 号並びに備考 5」を「以下この備考 5 及び備考 6」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表備考 4 第 2 号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

- 3 70 歳以上の者の利用料金は、市民（市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。備考 5 において同じ。）について適用する。

別表第 3 の 3 の表備考 2 中「市民」を「市民等」に改め、同表備考 2 第 1 号中「次号及び第 3 号並びに備考 3」を「以下この備考 2 及び備考 3」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40 割に相当する額を加えた」を「5 倍の」に改め、同表備考 2 第 2 号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考 3 中「市民」を「市民等」に改め、同表備考 3 第 1 号中「に当該基本利用料金」を削り、「50 割に相当する額を加えた」を「10 倍の」に改め、同表備考 3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考 3 第 3 号中「に当該基本利用料金」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 の次に次のように加える。

- 4 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該

障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第3の4の表備考2中「市民」を「市民等」に改め、同表備考2第1号中「次号及び第3号並びに」を「以下この備考2及び」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表備考2第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考3中「市民」を「市民等」に改め、同表備考3第1号中「に当該基本利用料金」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「10倍の」に改め、同表備考3第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考3第3号中「に当該基本利用料金」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 21 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 40 条～第 45 条）」を「第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 40 条～第 45 条の 2 林野火災の予防（第 45 条の 2・第 45 条の 3））」に改める。

第 10 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 10 条の 2 とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 10 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 7 条第 1 項の規定を準用する。

第 39 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を次のように改める。

(7) 削除

第 45 条第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 45 条の 2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、湖西市の区域内に在る者は、第 39 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 45 条の 3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 39 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 73 条中第 18 号を第 19 号とし、第 9 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 8 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 24 号

令和 6 年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度知波田配水場更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 239, 668, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市梅田 610 番地
株式会社山下組
代表取締役 山下 菊大 |

（変更後）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度知波田配水場更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 240, 361, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市梅田 610 番地
株式会社山下組
代表取締役 山下 菊大 |

議案第 25 号

湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更について

下記のとおり契約の一部を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

(変更前)

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 湖西市学校給食センター整備・運営事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約の金額 | 6,940,813,668 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 1267 番地の 1
株式会社湖西スクールランチ
代表取締役 小西 雅文 |

(変更後)

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 湖西市学校給食センター整備・運営事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約の金額 | 6,991,550,003 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 1267 番地の 1
株式会社湖西スクールランチ
代表取締役 小西 雅文 |

議案第 26 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2, 204, 059, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 中村組・須山特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市吉美 3270 番地の 5 301
株式会社中村組 湖西営業所
所長 土屋 崇
その他構成員
湖西市鷺津 5300 番
須山建設株式会社 湖西営業所
所長 鈴木 千春 |

（変更後）

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2, 218, 480, 000 円 |

4 契約の相手方

中村組・須山特定建設工事共同企業体

代表構成員

湖西市吉美 3270 番地の 5 301

株式会社中村組 湖西営業所

所長 土屋 崇

その他構成員

湖西市鷺津 5300 番

須山建設株式会社 湖西営業所

所長 鈴木 千春

議案第 27 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 563,420,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 日管・つばい特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市ときわ三丁目 9 番地 67 号
日管株式会社 湖西支店
支店長 竹村 尚久
その他構成員
湖西市新所 3135 番地の 2
つばい工業株式会社 湖西営業所
湖西営業所長 野末 敏正 |

（変更後）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事） |
|---------|--------------------------------|

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 565,059,000 円
- 4 契約の相手方 日管・つばい特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市ときわ三丁目9番地67号
日管株式会社 湖西支店
支店長 竹村 尚久
その他構成員
湖西市新所3135番地の2
つばい工業株式会社 湖西営業所
湖西営業所長 野末 敏正

議案第 28 号

令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 627,517,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松川・旭特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市駅南二丁目 12 番 8 号
松川電気株式会社 湖西営業所
営業所長 小野寺 政幸
その他構成員
湖西市新居町浜名 597 番地の 3
株式会社旭電気工業所
代表取締役 疋田 貴之 |

（変更後）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事） |
|---------|--------------------------------|

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 630,630,000 円
- 4 契約の相手方 松川・旭特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市駅南二丁目 12 番 8 号
松川電気株式会社 湖西営業所
営業所長 小野寺 政幸
その他構成員
湖西市新居町浜名 597 番地の 3
株式会社旭電気工業所
代表取締役 疋田 貴之

議案第 29 号

静岡県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日をもって静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、南伊豆地域清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
表鷺津湖岸 42 号線	湖西市鷺津字大畑	湖西市鷺津字大畑	
表鷺津湖岸 43 号線	湖西市鷺津字大畑	湖西市鷺津字大畑	
梅田南 48 号線	湖西市梅田字ノナカ	湖西市梅田字ノナカ	
梅田南 49 号線	湖西市梅田字ノナカ	湖西市梅田字ノナカ	
新居 276 号線	湖西市新居町新居字 新柏	湖西市新居町新居字新 柏	

議案第 31 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市地 1 号線	湖西市大知波字市地	湖西市大知波字市地	

議案第 32 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
梅田南 26 号線	旧	湖西市梅田字ノナカ	湖西市梅田字ノナカ	
	新	湖西市梅田字ノナカ	湖西市梅田字ノナカ	

議案第 33 号

湖西市基本構想の変更について

湖西市議会基本条例（平成 26 年条例第 35 号）第 12 条の規定により、湖西市基本構想を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

(議案第33号別紙)

湖西市基本構想(修正案)

1

KOSA I 2040

湖西の将来の理想の姿を明確にし、着実に実現していくため、2040年の理想の姿「KOSA I 2040」を示します。

1

安心して暮らすことができるまち

都市基盤が整えられ災害に強いまちづくりが進み、地域住民の災害への意識も高く、安心して暮らすことができるまちになっています。

また、超高齢社会の中でも、地域ぐるみでの助け合いができており、地域医療体制や公共交通も充実し、誰もが不自由なく生活しています。

2

結婚・出産・子育ての希望がかなえられ、誰もが活躍できるまち

結婚・出産・育児の相談・サポートや、子どもを連れて遊びにいける場所の充実、待機児童・入所待ち児童ゼロなど安心して子どもを出産し、育てる環境があります。

また、将来を担う子どもたちが学び、育つ教育環境も充実しています。

そして、性別、年齢、国籍を問わず、誰もがいきいきと活躍できるまちとしての風土が醸成されています。

3

稼ぐ力に満ち、安心して働けるまち

郷土の偉人、豊田佐吉翁のチャレンジ精神を受け継ぎ、モノづくりのまちとして全国に名を知られています。モノづくりは、ひとづくり。モノづくりを支える人材が次々と育まれています。

工業とともに、農業、漁業、商業も盛んで、地域の活力や賑わい、多様な働く場を生み出しています。

4

新たなつながりを築き、新しいひとの流れがあるまち

湖西に住むひと、訪れるひと、生まれ育ったひとや様々な国籍のひと、子ども、おとななど、多くのひとに湖西の魅力が認知されています。

これらのつながりがさらに広がり、絆が生まれ、地域に関わり、結びつくひとが増えることで移住・定住へとつながっています。

それぞれの理想への考え方

1 安全・安心なまちづくり

- ①まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現します。
- ②常に次世代の公共交通を意識し、暮らしの利便性を確保します。

2 誰もが活躍する

- ①出産・子育てのサポートを整え、子どもにとっても学び良し、遊び良しの環境を整えます。
- ②子どもが次代の担い手として輝ける人材育成を行います。
- ③若者・女性・高齢者・外国人がいきいきと暮らすことができるよう、活躍・活動の場を増やします。

3 稼ぐ力をつくる

- ①市民がより豊かな生活を送れるよう、市内で資金が循環する仕組みを構築します。
- ②駅周辺の賑わい創出や地域資源の活用により、市外からも資金を獲得できる仕組みを構築します。
- ③産業拠点を集積し、企業立地を促進します。

4 新しいひとの流れをつくる

- ①湖西の魅力発信に努め、湖西とつながるひとを増やし、そのつながりを育み、湖西のファンを増やし関係人口や交流人口を拡大します。
- ②社会情勢や産業構造の変革を的確に捉え、湖西市にとって有効な「ひと」と「ひと」とのつながりをつくります。
- ③空き家や未利用地の活用を促進する仕組みを構築します。

2

R o a d t o K O S A I 2 0 4 0

今後、加速的に進む人口減少、少子高齢化を克服し、「KOSA I 2040」を目指し、次のキャッチフレーズのもと、湖西市の持続可能な発展につながるまちづくりを進めます。

「ひと・自然・業(わざ)」がつながり 未来へ続く わがまちKOSA I



※写真は差替の可能性あり

湖西フォトコンテスト入賞作品他

込められた想い

湖西は、産業、自然、文化、全てのバランスが良いまちです。

風光明媚な浜名湖、遠州灘、湖西連峰に囲まれ、うなぎ、カキなどの水産物にも恵まれ、釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーを楽しむことができます。豊かな自然は、人々に安らぎと潤いを与え、日常生活に密着しています。

また、古来から、東海道の要衝としてまちが盛え、ひとのつながりも強く、地域の祭りやイベントは大いに盛り上がります。

中心産業は自動車関連産業で、製造品出荷額は全国でもトップクラスです。モノづくり産業の躍進は、郷土の偉人豊田佐吉翁のモノづくりの精神が原点となっており、その精神は脈々と受け継がれています。

一方、田園風景が広がる地域もあり、畜産や花卉栽培など農業も盛んです。

工業における「業」、商業における「業」、農業における「業」、漁業における「業」、地域文化の「業」など先人から引き継いだ「業」が湖西には数多くあります。

「常に時流に先んずべし。」「障子を開けてみよ、外は広いぞ。」

これらの「自然」、「業」を次世代に伝承するとともに、先を見据えた新しい考え方、生活様式等の変化を的確に捉え、将来に向け持続的に発展していくには、「ひと」との関わりが欠かせません。また、未来にはばたく「ひと」が育ち、成長する機会を絶やしてはなりません。

湖西の「ひと」、「自然」、「業」が相互に、時には柔軟に、時には強くつながり、相乗効果をもたらしていくように。

そして、誰もが愛着を持てるまちにしたい、そんな想いを込めました。

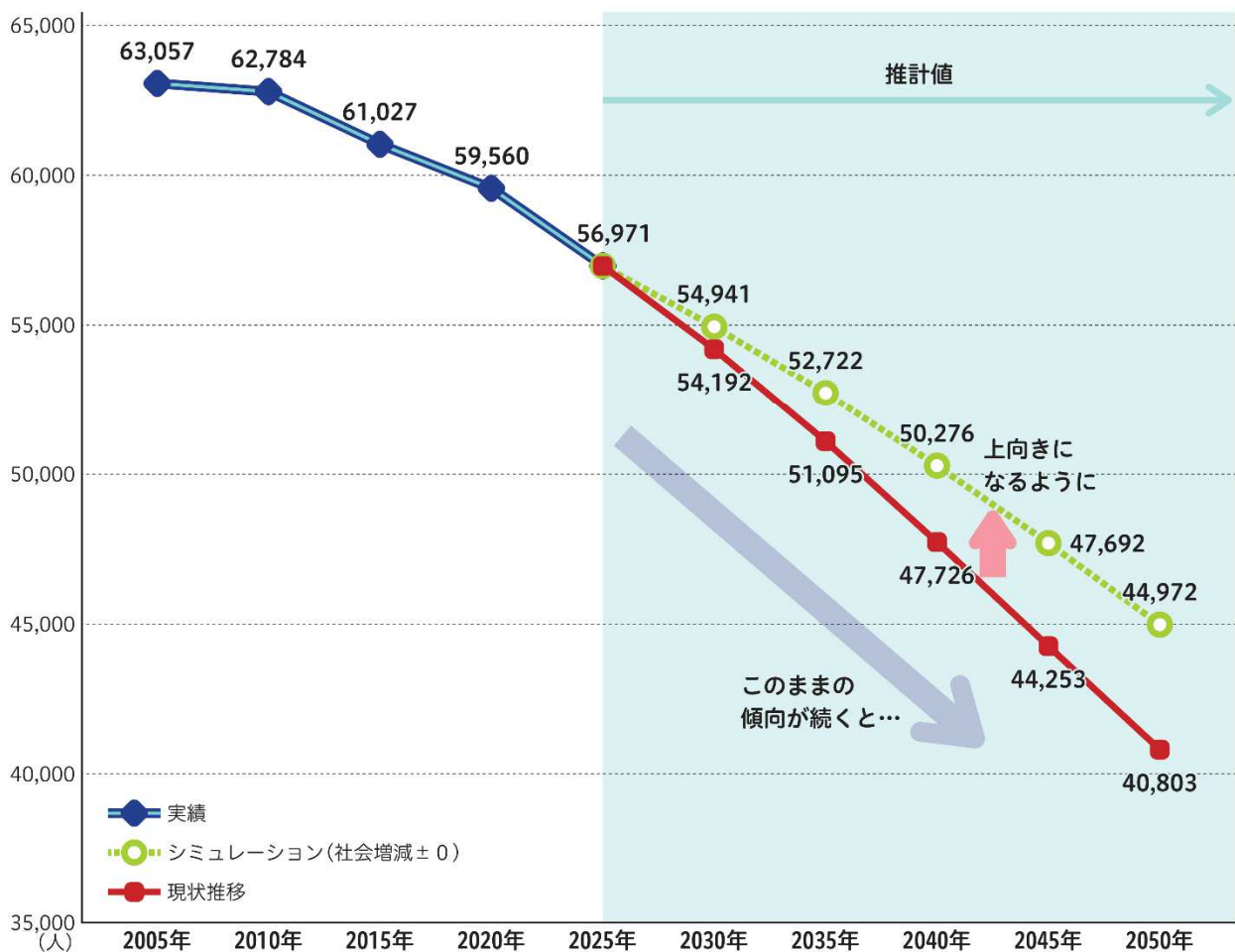
3

将来人口ビジョン

人口減少、少子高齢化が進展する社会において、湖西市が将来にわたり、活力あるまちとして持続可能な発展を遂げるには、人口減少を抑制することが最も重要となります。

現状の推移から条件を変更したシミュレーションにより将来人口を展望します。

◎将来人口の展望 (住民基本台帳を基準とした人口推移)



	パターン① 現状推移	パターン② 社会増減±0
考え方	現状の取り組みの継続が前提	「暮らしやすさの向上」と「元気なまちの実現」に繋がる施策の実施と効果を見込む
出生率	コーホート変化率法による算出	コーホート変化率法による算出
移動率	直近5年間の変化率で推移	社会動態による人口増減ゼロ

パターン① 現状推移(再掲)

2020年から2025年までの住民基本台帳の推移をもとに算出した市独自の推計です。

合計特殊出生率と社会増減は近年の変化率から算出しています。

現状推移	2025→2030年	2030→2035年	2035→2040年	2040→2045年	2045→2050年
社会増減(人)	▲667	▲875	▲1,027	▲1,121	▲1,136
出生数(人) (合計特殊出生率)	1,309 (1.117)	1,279 (1.199)	1,170 (1.211)	1,013 (1.189)	807 (1.138)
死亡数(人)	3,421	3,501	3,512	3,365	3,121
人口増減(人)	▲2,779	▲3,097	▲3,369	▲3,473	▲3,450
推計人口(人)	54,192	51,095	47,726	44,253	40,803
0～14歳	4,733	4,062	3,738	3,454	2,989
15～64歳	32,869	30,336	26,893	23,839	21,464
65歳～	16,590	16,697	17,095	16,960	16,350

パターン② 社会増減±0

出生率はそのまま推移し、施策を進めることで転入者と転出者の人数の均衡を保ち、社会人口の増減がゼロであるパターンの算出です。国を挙げた長期的な取り組みが必要な出生率の増加ではなく、社会増減に注目し、湖西市に住みたいと思う人、住み続けたいと思う人の希望をかなえた場合のシミュレーションを行いました。

シミュレーション(社会増減±0)	2025→2030年	2030→2035年	2035→2040年	2040→2045年	2045→2050年
社会増減(人) (現状維持からの増加数)	0 667	0 875	0 1,027	0 1,121	0 1,136
出生数(人) (合計特殊出生率)	1,388 (1.117)	1,431 (1.199)	1,374 (1.211)	1,249 (1.189)	1,041 (1.138)
死亡数(人)	3,421	3,647	3,819	3,833	3,760
人口増減(人)	▲2,030	▲2,219	▲2,446	▲2,584	▲2,720
推計人口(人)	54,941	52,722	50,276	47,692	44,972
0～14歳	4,840	4,311	4,192	4,052	3,662
15～64歳	33,184	30,939	27,710	24,983	22,949
65歳～	16,917	17,472	18,374	18,657	18,361

最新のデータを踏まえた人口推計では、第Ⅰ期実践計画期間を上回るペースで人口減少が進むことが予想されます。また、地方創生2.0基本構想では、「当面の人口減少が続くこと」を正面から受け止め、適応策を講じることが示されました。

そのような状況下で、湖西市がもつ独自の魅力を活かしながら、次世代へのチャレンジを続け、いつまでも「住み続けたいまち」を作り、現状推移を上回るように取り組んでいきます。

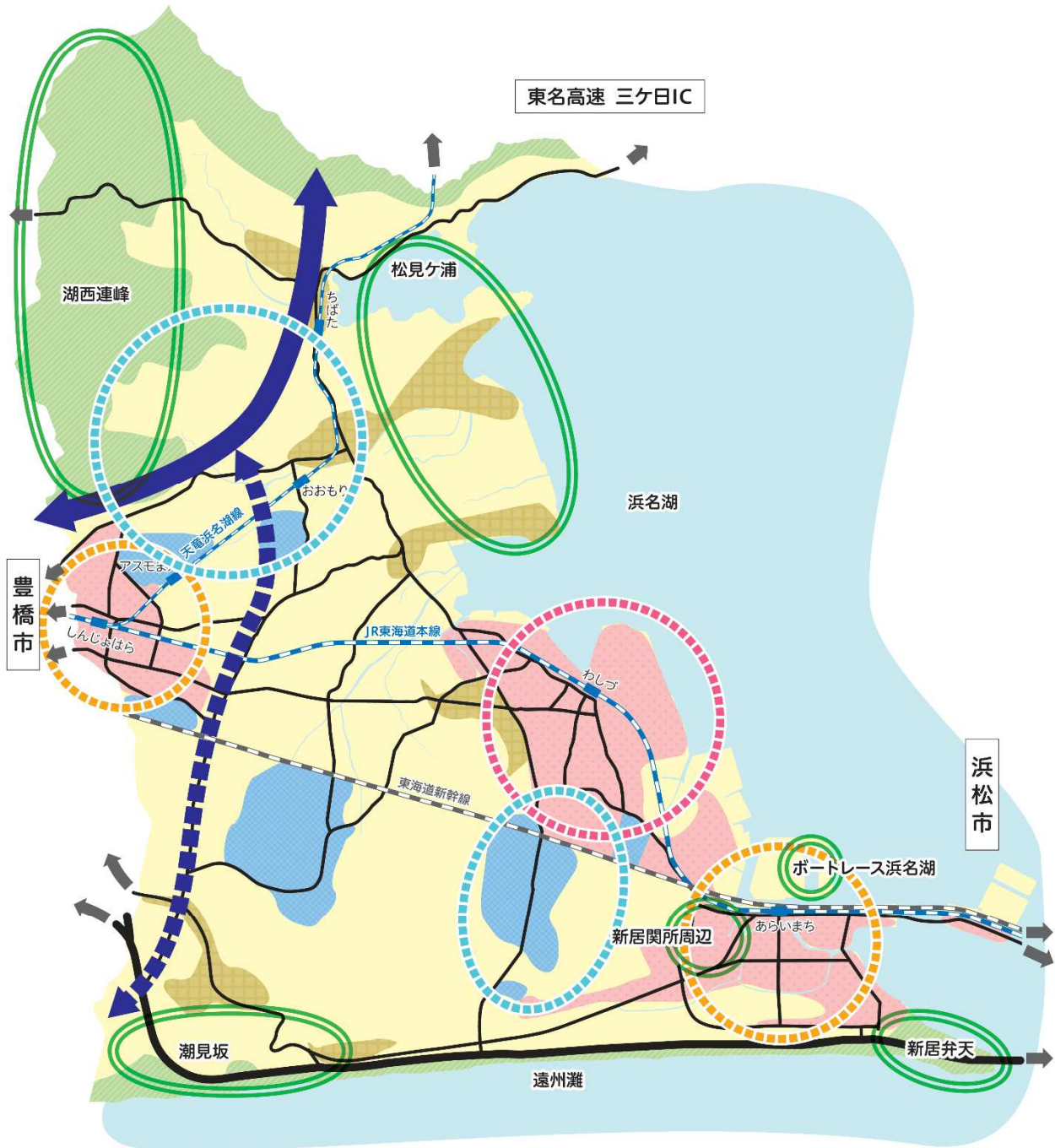


2040年の将来人口 **50,276人**






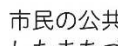

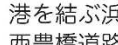
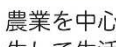

4

土地利用構想

●湖西市の将来土地利用図



◎将来土地利用図の説明

 都市拠点 鷺津市街地の中心部を、市民の生活を支える都市機能が集約され、様々な活動や交流の中心となる都市拠点とします。	 市街地エリア 東海道本線の鷺津、新所原、新居町の駅を中心とした主に住宅、商業の用途の市街地エリア。	 主要道路 拠点間を結ぶ主な道路や市民生活に必要な主な道路。
 地域拠点 新所原市街地、新居市街地の中心部を、地域における生活、活動、交流の中心となる地域拠点とします。	 主要集落エリア 大知波、入出・太田、新所、古見・吉美、白須賀の大規模既存集落地を中心とした、地域コミュニティの中心となるエリア。	 鉄道 市民の公共交通であり、駅を中心としたまちづくりを行います。
 新産業拠点 新たな雇用を創出し、産業の発展を促進する(都)大倉戸茶屋松線沿道地区および浜松湖西豊橋道路IC周辺地区とします。	 工業エリア 工業を中心として活用していくエリア。	 構想道路 東名高速三ヶ日JCTと豊橋市三河港を結ぶ浜松湖西豊橋道路。浜松湖西豊橋道路ICと国道1号を結ぶアクセス道路。
 観光交流拠点 湖西連峰、松見ヶ浦、潮見坂、新居関所周辺、ボートレース浜名湖、新居弁天地区を自然環境や歴史資源を活かした観光、交流の場として、市民や市を訪れる人に快適な時間が過ごせる観光交流拠点とします。	 自然共生エリア 農業を中心とした用途で、自然と共生して生活していくエリア。	
	 自然保全エリア 恵まれた自然環境を維持・保全するエリア。	

◎土地利用の基本方針

ひとの交流

- 快適で機能的な住環境を整えます。
- 自然災害に対応した安心な住環境を整えます。
- 拠点間の連携、主要集落エリアのアクセスや利便性の向上のため、主要道路の整備や維持管理を優先的に行います。

自然との共生

- 浜名湖、遠州灘、湖西連峰など水・緑を守り、将来にわたり自然と共生していきます。
- 自然景観に配慮したまちづくりを進めます。
- 自然と共生しつつ、湖西の資源とすべく、その自然をさらに享受できるまちづくりを進めます。

わが 業の創造

- 産業の需要に応えるよう、必要なエリアを確保します。
- 効率的な農地の集積を図り、優良農地を保全します。

具体的な方針については、次の計画により示します。

- 湖西市都市計画マスタープラン
- 湖西市立地適正化計画
- 湖西市農業振興地域整備計画
- 湖西市観光基本計画
- 湖西市環境基本計画

議案第 34 号

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 305,775 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,681,420 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	12,344,072	421,763	12,765,835
	1 市民税	4,866,802	421,763	5,288,565
15	国庫支出金	3,782,058	47,908	3,829,966
	1 国庫負担金	2,682,594	78,036	2,760,630
	2 国庫補助金	1,016,249	△30,128	986,121
16	県支出金	1,875,598	△161,165	1,714,433
	1 県負担金	963,627	39,290	1,002,917
	2 県補助金	778,886	△200,455	578,431
17	財産収入	383,853	△298,724	85,129
	1 財産運用収入	24,547	9,207	33,754
	2 財産売却収入	359,306	△307,931	51,375
18	寄附金	253,652	19,908	273,560
	1 寄附金	253,652	19,908	273,560
19	繰入金	3,108,640	△24,000	3,084,640
	1 基金繰入金	3,057,009	△24,000	3,033,009
21	諸収入	1,200,905	415,585	1,616,490
	5 収益事業収入	400,000	440,000	840,000
	6 雑入	783,441	△24,415	759,026
22	市債	3,835,100	△115,500	3,719,600
	1 市債	3,835,100	△115,500	3,719,600
	歳入合計	30,375,645	305,775	30,681,420

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,213,593	762,024	3,975,617
	1 総務管理費	2,377,338	762,436	3,139,774
	2 徴税費	549,308	△2,260	547,048
	3 戸籍住民基本台帳費	134,957	1,848	136,805
3	民生費	8,034,796	164,598	8,199,394
	1 社会福祉費	3,680,426	159,025	3,839,451
	2 児童福祉費	3,881,678	319	3,881,997
	3 生活保護費	471,598	5,254	476,852
4	衛生費	3,493,197	△55,244	3,437,953
	1 保健衛生費	791,848	△28,487	763,361
	2 清掃費	1,692,897	△23,862	1,669,035
	3 環境対策費	62,928	△2,895	60,033
7	商工費	962,945	△394,779	568,166
	1 商工費	962,945	△394,779	568,166
8	土木費	3,160,316	△139,739	3,020,577
	1 土木管理費	325,247	△9,150	316,097
	4 都市計画費	2,002,151	△94,088	1,908,063
	5 住宅費	148,755	△5,000	143,755
	7 港湾費	51,733	△31,501	20,232
9	消防費	5,137,161	△2,812	5,134,349
	1 消防費	5,137,161	△2,812	5,134,349
10	教育費	3,920,925	△28,273	3,892,652
	1 教育総務費	1,035,014	△108,316	926,698
	2 小学校費	319,481	69,306	388,787
	3 中学校費	1,247,255	△28,320	1,218,935
	6 社会教育費	325,381	1,300	326,681

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 保健体育費	千円 257,744	千円 37,757	千円 295,501
	歳出合計	30,375,645	305,775	30,681,420

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
車両購入費	令和7年度～令和8年度	11,000
学校給食業務（追加分）	令和8年度	4,077

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変 更 前			変 更 後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利 率	限度額	起債の 方法	利 率	
道路整備 事業	157,800	証 書 借入等	5.0%以 内（た だし、 利率 見直し 方式で 借り 入れる 政府 資金 及 び地 方公 共団 体金 融機 構資 金に つ いて、 利率 の見 直し を行 った 後 にお いて は当 該 見 直 し 後 の 利率）	137,900	証 書 借入等	5.0%以 内（た だし、 利率 見直し 方式で 借り 入れる 政 府 資金 及 び地 方公 共団 体金 融機 構資 金に つ いて、 利率 の見 直し を行 った 後 にお いて は当 該 見 直 し 後 の 利率）	借入先 の融 資条 件に よる。 た だし、 市財 政の 都合 によ り償 還期 限を 短縮 し、 若し くは 繰上 償還 又は 低利 に借 り換 える こと がで きる。
道路整備 事業（街 路）	113,000			76,600			
港湾事業	41,100			15,300			
学校給食 施設整備 事業	59,600			47,600			
学校再編 事業	105,000			42,000			
小学校施 設維持補 修事業	7,000			60,500			
中学校施 設維持補 修事業	561,800			549,900			

第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	業務システム保守業務（基幹情報システム標準化対応業務）	176,762
		住民基本台帳法改正に伴うシステム改修業務（コンビニ交付システム・住民記録システム）	1,903
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳法改正に伴うシステム改修業務（戸籍システム）	1,848
	4 選挙費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（投票管理システム）	7,833
3 民生費	1 社会福祉費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（障害福祉システム等）	7,491
	2 児童福祉費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（児童手当システム等）	9,112
		物価高対応子育て応援手当支給事業	21,394
4 衛生費	1 保健衛生費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（健康管理システム）	13,200
		新居斎場やすらぎ苑修繕	3,442
8 土木費	2 道路橋梁費	道路附属物点検業務	30,000
		上ノ原藤ヶ池線（跨線橋）道路改良事業	52,000
		県境地域渋滞対策検討業務	10,000

	3 河川費	河川整備関係経費 ((準) 境田川詳細設計業務、 (準) 大沢川測量設計業務)	71,666
	4 都市計画費	大沢地区測量設計地質調査業務	105,000
		(都) 大倉戸茶屋松線橋梁詳細設計負担金	65,307
		立地適正化計画見直し(防災指針策定)業務	7,000
		(都) 浜名弁天線用地測量業務	5,000
		(都) 表鷺津漁港線物件補償再算定業務	9,346
		表鷺津湖岸3号公園整備工事	35,590
		組合土地区画整理事業事務費	30,000
9 消防費	1 消防費	水道事業負担金	3,021
		洪水ハザードマップ作成業務	6,270
		デジタル防災通信システム移設工事	52,482
		同報無線親局移設工事	98,622
		消防防災センター関連業務	28,243
10 教育費	1 教育総務費	学校給食センター整備事業上下水道整備工事	4,900
		湖西中学校校舎改修等設計業務	27,000
	2 小学校費	鷺津小学校トイレ改修工事	68,958
	4 幼稚園費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務(子ども・子育て支援システム)	3,861

議案第 35 号

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,053 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,506,969 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	財産収入	274	1,053	1,327
	1 財産運用収入	274	1,053	1,327
6	繰入金	353,056	△38,000	315,056
	2 基金繰入金	38,000	△38,000	0
7	繰越金	62,938	38,000	100,938
	1 繰越金	62,938	38,000	100,938
	歳 入 合 計	5,505,916	1,053	5,506,969

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	基金積立金	274	1,053	1,327
	1 基金積立金	274	1,053	1,327
	歳 出 合 計	5,505,916	1,053	5,506,969

議案第 36 号

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 1,193 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	551	2,513	3,064
	1 財産運用収入	551	2,513	3,064
	歳 入 合 計	4,609,424	2,513	4,611,937

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	介護給付費	4,127,571	0	4,127,571
	1 介護サービス等諸費	4,127,571	0	4,127,571
5	基金積立金	552	2,513	3,065
	1 基金積立金	552	2,513	3,065
	歳 出 合 計	4,609,424	2,513	4,611,937

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務 (介護保険システム)	18,267
合 計			18,267

議案第 37 号

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 3 号）

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,015 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,088,526 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	200,930	△3,015	197,915
	1 一般会計繰入金	200,930	△3,015	197,915
	歳入合計	1,091,541	△3,015	1,088,526

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	58,152	△3,378	54,774
	1 総務管理費	54,955	△3,378	51,577
2	広域連合納付金	1,030,786	363	1,031,149
	1 広域連合納付金	1,030,786	363	1,031,149
	歳出合計	1,091,541	△3,015	1,088,526

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
1	総務費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（後期高齢者医療制度対応システム）	10,463
	合計		10,463

令和 8 年度湖西市一般会計予算

令和 8 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,570,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田内 浩之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 12,463,736
	1 市民税	5,156,612
	2 固定資産税	6,288,435
	3 軽自動車税	228,054
	4 市たばこ税	352,798
	6 都市計画税	437,837
2 地方譲与税		166,300
	1 地方揮発油譲与税	1,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	10,300
3 利子割交付金		23,000
	1 利子割交付金	23,000
4 配当割交付金		83,000
	1 配当割交付金	83,000
5 株式等譲渡所得割交付金		156,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	156,000
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		1,700,000
	1 地方消費税交付金	1,700,000
8 ゴルフ場利用税交付金		22,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	22,000
9 環境性能割交付金		1,000
	2 環境性能割交付金	1,000
10 地方特例交付金		167,000
	1 地方特例交付金	167,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	100,000
	1 地方交付税	100,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	32,950
	2 負担金	32,950
14	使用料及び手数料	433,256
	1 使用料	256,048
	2 手数料	177,208
15	国庫支出金	4,134,924
	1 国庫負担金	2,762,221
	2 国庫補助金	1,339,851
	3 委託金	32,852
16	県支出金	1,853,136
	1 県負担金	1,041,301
	2 県補助金	693,919
	3 委託金	117,916
17	財産収入	364,983
	1 財産運用収入	37,296
	2 財産売払収入	327,687
18	寄附金	250,040
	1 寄附金	250,040
19	繰入金	1,999,901
	1 基金繰入金	1,999,894
	2 特別会計繰入金	7
20	繰越金	500,000

款	項	金 額
		千円
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		950,974
	1 延滞金	11,702
	2 市預金利子	496
	4 受託事業収入	258
	5 収益事業収入	600,000
	6 雑入	338,518
22 市債		2,907,800
	1 市債	2,907,800
	歳 入 合 計	28,570,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	176,178
	1 議会費	176,178
2	総務費	2,998,072
	1 総務管理費	2,451,362
	2 徴税費	348,709
	3 戸籍住民基本台帳費	133,202
	4 選挙費	25,238
	5 統計調査費	12,955
	6 監査委員費	26,606
3	民生費	7,918,042
	1 社会福祉費	3,796,226
	2 児童福祉費	3,612,087
	3 生活保護費	503,130
	4 災害救助費	6,599
4	衛生費	3,252,473
	1 保健衛生費	724,682
	2 清掃費	1,556,814
	3 環境対策費	64,650
	4 病院費	789,827
	5 上水道費	116,500
5	労働費	65,260
	1 労働諸費	65,260
6	農林水産業費	266,297
	1 農業費	216,749
	2 林業費	16,535
	3 水産業費	33,013

款	項	金額
7	商工費	871,455
	1 商工費	871,455
8	土木費	3,307,863
	1 土木管理費	346,572
	2 道路橋梁費	413,360
	3 河川費	79,287
	4 都市計画費	2,240,957
	5 住宅費	151,157
	7 港湾費	76,530
9	消防費	1,539,164
	1 消防費	1,539,164
10	教育費	6,164,837
	1 教育総務費	4,173,064
	2 小学校費	359,486
	3 中学校費	267,713
	4 幼稚園費	735,546
	6 社会教育費	352,147
	7 保健体育費	276,881
11	災害復旧費	2,288
	1 農林水産業施設災害復旧費	728
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,958,071
	1 公債費	1,958,071
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		28,570,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度コンピュータシステムリース料 (7件)	令和9年度～ 令和13年度	700,106
令和8年度事務機器等リース料 (22件)	令和9年度～ 令和13年度	8,792
令和8年度車両リース料 (6件)	令和9年度～ 令和13年度	15,678
学校給食業務	令和8年度～ 令和12年度	73,146
学校給食賄材料費	令和8年度～ 令和10年度	710,388
こども園給食業務 (2件)	令和8年度～ 令和11年度	140,910
ICT支援員派遣業務 (2件)	令和8年度～ 令和11年度	68,607
土地評価替支援業務	令和8年度～ 令和11年度	76,593
地図情報システム更新管理業務	令和8年度～ 令和11年度	56,804
包括施設管理業務(追加分)	令和9年度～ 令和10年度	42,266
公共施設LEDリース料	令和8年度～ 令和20年度	1,654,248
笠子・新居廃棄物処分場監理事業	令和8年度～ 令和9年度	5,372
資源リサイクル用選別作業・保管施設リース料	令和9年度	286
地域福祉計画策定業務	令和9年度	4,180
障害者基幹相談支援センター業務	令和9年度～ 令和11年度	50,919
障害者相談支援センター業務	令和9年度～ 令和11年度	29,940

地域活動支援センター I 型業務	令和 9 年度～ 令和 11 年度	8,385
各種健康診査（検診・健診）受診券等作成業務（2 件）	令和 8 年度～ 令和 9 年度	4,000
ビデオ通訳サービス使用料	令和 8 年度～ 令和 9 年度	638
新居関所耐震診断調査業務	令和 9 年度	9,966
（都）大倉戸茶屋松線 橋梁架設設計業務	令和 9 年度	46,900
学校給食施設整備事業	令和 9 年度	200,422
学校再編校舎改修等工事	令和 9 年度	464,628
消防防災センター第 2 期建設事業	令和 8 年度～ 令和 9 年度	1,204,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	14,900	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
電子市役所整備事業	13,200			
廃棄物処分場整備事業	44,300			
土地改良整備事業	9,000			
道路整備事業	119,500			
河川等整備事業	160,000			
道路整備事業(街路)	212,300			
市営住宅建設事業	60,000			
港湾事業	50,600			
地震対策事業	32,600			
消防車両整備事業	59,900			
湖西市消防防災センター建設事業	180,000			
学校給食施設整備事業	1,782,300			
学校再編事業	169,200			
計	2,907,800			

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,434,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,028,434
	1 国民健康保険税	1,028,434
2	使用料及び手数料	14
	1 手数料	14
4	県支出金	3,888,085
	2 県補助金	3,888,085
5	財産収入	274
	1 財産運用収入	274
6	繰入金	442,601
	1 他会計繰入金	302,601
	2 基金繰入金	140,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	24,592
	1 延滞金	4,539
	2 加算金	2
	3 預金利子	136
	4 雑入	19,915
歳入合計		5,434,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,463
	1 総務管理費	10,031
	2 徴税費	16,215
	3 運営協議会費	217
2 保険給付費		3,812,663
	1 療養諸費	3,244,927
	2 高額療養費	550,520
	3 出産育児諸費	12,506
	4 葬祭諸費	4,500
	5 移送費	210
3 国民健康保険事業費納付金		1,508,370
	1 医療給付費分	1,011,727
	2 後期高齢者支援金等分	349,175
	3 介護納付金分	114,285
	4 子ども・子育て支援納付金分	33,183
6 保健事業費		47,367
	1 保健事業費	7,073
	2 特定健康診査等事業費	40,294
7 基金積立金		274
	1 基金積立金	274
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		28,823
	1 償還金及び還付加算金	28,822
	2 繰出金	1
10 予備費		10,000

款	項	金 額
	1 予備費	千円 10,000
歳 出 合 計		5,434,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和8年度～令和9年度	1,000

議案第 40 号

令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,532,930 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	1,064,272
	1 介護保険料	1,064,272
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	920,816
	1 国庫負担金	738,158
	2 国庫補助金	182,658
4	支払基金交付金	1,158,250
	1 支払基金交付金	1,158,250
5	県支出金	649,458
	1 県負担金	611,876
	3 県補助金	37,582
6	財産収入	408
	1 財産運用収入	408
7	繰入金	739,093
	1 一般会計繰入金	662,509
	2 基金繰入金	76,584
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	621
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	619
	歳入合計	4,532,930

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	71,650
	1 総務管理費	30,731
	2 介護認定費	40,919
2	介護給付費	4,153,958
	1 介護サービス等諸費	4,153,958
4	地域支援事業費	294,978
	1 地域支援事業費	294,978
5	基金積立金	409
	1 基金積立金	409
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,811
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,532,930

議案第 41 号

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,147,626 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 932,539
	1 保険料	932,539
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		213,432
	1 一般会計繰入金	213,432
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,651
	1 延滞金	50
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,600
	3 預金利子	1
歳入合計		1,147,626

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 49,459
	1 総務管理費	46,146
	2 徴収費	3,313
2 広域連合納付金		1,096,562
	1 広域連合納付金	1,096,562
3 諸支出金		1,605
	1 償還金及び還付加算金	1,600
	2 繰出金	5
歳 出 合 計		1,147,626

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度コンピュータシステム利用料 (1件)	令和9年度～令和13年度	68,122

議案第 42 号

令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数		9,360戸
(2) 年間総処理水量		2,140,000m ³
(3) 一日平均処理水量		5,860m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長 1,058m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		1,344,995 千円
第 1 項 営業収益		352,487 千円
第 2 項 営業外収益		992,506 千円
第 3 項 特別利益		2 千円
	支	出
第 1 款 下水道事業費用		1,352,867 千円
第 1 項 営業費用		1,187,426 千円
第 2 項 営業外費用		165,111 千円
第 3 項 特別損失		330 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 196,904 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,687 千円、過年度分損益勘定留保資金 175,217 千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,158,465 千円
第1項 企 業 債	773,700 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	100,621 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	3,000 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	18,620 千円
第7項 補 助 金	189,997 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金	72,527 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,355,369 千円
第1項 建 設 改 良 費	534,030 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	821,339 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
湖西浄化センター原水・放流水水質検査業務	令和8年度～令和9年度	3,304 千円
湖西浄化センター管理棟耐震工事委託に関する協定	令和9年度～令和9年度	101,800 千円
湖西浄化センター中央監視装置電気更新工事委託に関する協定	令和9年度～令和10年度	400,400 千円
有毒ガス検知器リース料	令和9年度～令和12年度	372 千円
公用車リース料 (2台)	令和9年度～令和13年度	2,988 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	244,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	529,700 千円			
計	773,700 千円			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 58,934 千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,395 千円である。

令和8年2月16日提出

湖西市長 田内 浩之

議案第 43 号

令和 8 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,500戸		
(2) 年 間 総 配 水 量	6,597,000m ³		
(3) 一 日 平 均 配 水 量	18,070m ³		
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長	4,435m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,389,246 千円	
第 1 項 営 業 収 益		1,152,416 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		236,828 千円	
第 3 項 特 別 利 益		2 千円	
	支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,357,783 千円	
第 1 項 営 業 費 用		1,318,719 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		37,534 千円	
第 3 項 特 別 損 失		1,530 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 803,439 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59,918 千円、当年度分損益勘定留保資金 321,827 千円、減債立金 34,271 千円並びに建設改良積立金 387,423 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	200,010 千円
第1項 企業債	200,000 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,003,449 千円
第1項 建設改良費	743,699 千円
第2項 企業債償還金	39,750 千円
第3項 投資有価証券	220,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度配水管布設替工事	令和9年度～令和9年度	106,645 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業債	200,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと

定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 110,745 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、116,500 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、166,023 千円と定める。

令和8年2月16日提出

湖西市長 田内 浩之

議案第 44 号

令和 8 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	32,120人
1日平均患者数	88人
(3) 年間外来患者数	91,580人
1日平均患者数	380人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機器等購入	56,509千円
駐車場整備	7,700千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		3,457,894 千円
第 1 項 医業収益		2,800,127 千円
第 2 項 医業外収益		657,756 千円
第 3 項 特別利益		11 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費用		3,605,606 千円
第 1 項 医業費用		3,514,177 千円
第 2 項 医業外費用		88,022 千円
第 3 項 特別損失		2,407 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額 89,619 千円は、過年度分損益勘定留保資金 89,619 千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款	資本的収入	134,358 千円
第 1 項	企業債	56,400 千円
第 2 項	負担金	77,956 千円
第 3 項	固定資産売却代金	1 千円
第 4 項	寄附金	1 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	223,977 千円
第 1 項	建設改良費	123,290 千円
第 2 項	企業債償還金	100,687 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動フィットニングマットレスリース料	令和 9 年度～令和 12 年度	2,496 千円
生理検査システムリース料	令和 9 年度～令和 16 年度	35,910 千円
生理検査システム保守料	令和 9 年度～令和 16 年度	11,725 千円
X 線骨密度測定装置 保守料	令和 9 年度～令和 12 年度	2,424 千円
医療機器等保守料 (2 件)	令和 9 年度～令和 12 年度	4,218 千円
医療機器等保守料 (4 件)	令和 9 年度～令和 10 年度	12,144 千円
給食業務委託料	令和 8 年度～令和 11 年度	342,216 千円
設備保守管理業務委託料	令和 8 年度～令和 11 年度	115,263 千円
施設設備保守点検委託料	令和 8 年度～令和 11 年度	65,769 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	56,400千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (3) 過年度損益修正損に不足が生じた場合における医業外費用と特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,990,811千円 |
| (2) 交際費 | 377千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、475,124千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、458,498千円と定める。

令和8年2月16日提出

湖西市長 田内 浩之